

## COVID-19 と職場の健康および安全性について - 建設業界

職場の健康および安全性に関する法規制に基づき、雇用主は職場の従業員やその他の人に対して健康と安全を確保する注意義務を負っています。雇用主は、職場におけるリスクを特定し、できる限りそれらを解消ないし軽減しなければなりません。

同様に、COVID-19に関連する職場健康安全性についても、雇用主は従業員と協議しなければなりません。雇用主が決断を下す前に、従業員の考えを聞くことも必要です。

### 対人距離の確保

雇用主は、従業員が 1.5m の対人距離を確保できるよう最善を尽くさなければなりません。たとえば、

- 直接対面する仕事を減らす—電話や無線でのコミュニケーションに切り替える
- 現場における作業人数を減らす
- 午前と午後のシフトに分ける
- 一日の作業量を減らす
- 可能な限り在宅勤務を認める
- 対人距離確保のため、現場に通行経路を定める
- 食事や休憩時間も含め、一カ所にいる人数を制限し、休憩室の家具は間隔を空けて配置する
- 会議はできる限りオンラインで行い、それが無理なら、ひらけた場所で、従業員間の距離を 1.5m 以上離して行う
- どうしても必要な場合以外、研修は延期する
- 現場周辺に対人距離の確保に関する掲示を行う

対人距離の確保に伴う健康や安全性リスク(たとえばコミュニケーションに与える影響)があれば、その対策を取る必要があります。

### 健康チェックと隔離

発熱など COVID-19 の症状を示す従業員がいないか注意しましょう。

職場に出勤するしないにかかわらず、すべての従業員に対して、以下が該当する場合には上司に報告するよう義務づけます。

- 何らかの症状がある
- COVID-19 に感染している可能性がある人(その人が COVID-19 検査を受けているかどうかにかかわらず)との接触があった
- 同僚が症状を示していることに気づいた

従業員が症状を示している場合は作業を中止させます。

### 清掃

以下の場所は、頻繁に洗剤もしくは消毒剤で清掃しましょう。

- よく手を触れる場所 — 機器、エレベーター、クレーン、手すり、ドア等
- メガネや電話等の個人使用機器

- 工具等の作業用具
- 現場アメニティ

従業員が用具等を使用後直ちに消毒することを徹底しましょう。

清掃を行う人は以下に留意しなければなりません。

- 手袋着用
- 手袋装着前後にアルコール消毒液で手を消毒する

使用済みティッシュ等のごみを捨てるため、蓋付きのゴミ箱を設置しましょう。

## 衛生

従業員には、以下の衛生的行動を義務づけます。

- 咳やくしゃみの際はひじの内側やティッシュで鼻と口を覆う
- ティッシュを所定の場所に捨てる
- 石鹸と流水で 20 秒以上の手洗いの後、完全に乾かすことを励行（特に食事の前後およびトイレ使用后）
- アルコール消毒液を使用
- 毎日徹底的に身体、髪やひげ、衣類を洗う
- 対人距離 1.5m を確保
- 体調が悪いときは外出しない
- 顔に手を触れない
- 握手等の身体的接触を避ける
- つばを吐かない
- 煙草の吸い殻は灰皿に入れる

洗面所は清潔にして、石鹸、水、トイレットペーパーを常備します。従業員が使用できるようアルコール消毒液を備えておきましょう。

## 搬入等で現場に立ち入る外部業者

外部業者の立ち入りが必要な場合は以下を適用します。

- 業者が現場で何をすべきかを明確に指示する
- 関わる作業人数をできるだけ減らす
- 搬入された物品を取り扱った後はアルコール消毒液で手を消毒する
- トラック運転手には車から出ないよう指示する
- 手で署名する代わりに、電子手続を導入し、相手方にもそうするよう要請する

## より詳しい情報

- 職場健康安全性についてのより詳しい情報は、[Safe Work Australia](https://www.swa.gov.au) のウェブサイトをご覧ください。